

○米沢市契約規則

[昭和 53 年 3 月 30 日 規則第 5 号]
最終改正 令和 7 年 10 月 28 日 規則第 32 号

目 次

- 第 1 章 通則 (第 1 条～第 14 条)
- 第 2 章 一般競争入札による契約 (第 14 条の 2～第 22 条)
- 第 3 章 指名競争入札による契約 (第 23 条～第 25 条)
- 第 4 章 随意契約 (第 25 条の 2～第 28 条の 2)
- 第 5 章 建設工事の特例 (第 29 条・第 30 条)

附 則

第 1 章 通 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、本市の契約の締結等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) をいう。
- (2) 令 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) をいう。
- (3) 契約担当者 市長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (4) 競争入札 一般競争入札又は指名競争入札をいう。
- (5) 保険会社 保険業法 (平成 7 年法律第 105 号) 第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社をいう。
- (6) 保証事業会社 公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。
- (7) 入札執行者 入札の執行に際し、あらかじめ職員のうちから指名した者をいう。
- (8) 約款 別に定める米沢市建設工事請負契約約款、米沢市土木設計等業務委託契約約款、米沢市建築設計業務委託契約約款、米沢市建築工事監理業務委託契約約款、米沢市業務委託契約約款、米沢市物品購入契約約款及び米沢市印刷物製造請負契約約款をいう。
- (9) 契約者 契約担当者と契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (10) 市有財産売却システム インターネットを利用して行う市の公有財産及び物品の売払いに関する一連の事務処理をいう。
- (11) 電子入札システム インターネットを利用して行う市の入札業務に関する一連の事務処理をいう。
- (12) 電子入札案件 電子入札システムによる入札を行う案件をいう。

(契約書の作成)

第 3 条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により記

載事項の一部を省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合の担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決
- (12) その他必要な事項

- 2 契約担当者は、建設工事請負契約、土木設計等業務委託契約、建築設計業務委託契約、建築工事監理業務委託契約、業務委託契約、物品購入契約及び印刷物製造請負契約について、特別の定めがあるものを除くほか、約款に基づいて契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、約款により難しい場合は、これを標準として契約書を作成することができる。

(契約書の作成の省略)

第3条の2 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

ただし、米沢市長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年米沢市条例第56号）で定める契約である場合を除く。

- (1) 1件、50万円を超えない指名競争入札に係る契約のとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納入し、当該物品を引き取るとき。
- (4) 令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約のとき。
- (5) 令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定による随意契約について、契約担当者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

ただし、米沢市長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年米沢市条例第56号）で定める契約である場合を除く。

- 2 契約担当者は、前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、請書を徴しなければならない。ただし、1件30万円を超えない契約（単価契約を除く。）については、請書の徴取を省略することができる。

(契約締結の期間)

第3条の3 契約者は、契約が競争入札であるときは第22条に規定する落札の決定通知を、随意契約であるときは第28条に規程する契約の決定通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（米沢市の休日をも定める条例（平成元年米沢市条例第51号）第1条第1項に規定する米沢市の休日（以下「休日」という。）を除く。）に当該契約を締結し、又は当該契約に係る請書を提出しなければならない。ただし、契約担当者が特別の事由があると認めたときは、これを伸縮することができる。

- 2 前項の場合において、その期間を経過したときは、契約担当者は、落札又は契約

の決定を取り消すものとする。

(仮契約)

第4条 契約担当者は、米沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年米沢市条例第12号）の規定により議会の議決を必要とする契約については、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した当該各号に定める契約書により、仮契約を締結しなければならない。

- (1) 建設工事請負契約で、共同企業体を契約者とししないもの 建設工事請負仮契約書（様式第1号）
- (2) 建設工事請負契約で、共同企業体を契約者とするもの 共同企業体建設工事請負仮契約書（様式第1号の2）
- (3) 物品購入契約 物品購入仮契約書（様式第1号の3）
- (4) その他の契約 第3条第1項各号に規定する必要な事項を詳細に記載した仮契約書

2 契約担当者は、仮契約を締結したときは、その契約締結後の最初の議会の議決に付さなければならない。

3 契約担当者は、仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約者に通知しなければならない。

(保証金)

第5条 令第167条の7第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び第167条の16第1項の規定による保証金の率又は額は、次に掲げるものとする。

- (1) 入札保証金 入札額の100分の5以上（市有財産売却システムによる入札にあつては、予定価格の100分の10以上）
- (2) 契約保証金 契約額の100分の10以上（市有財産売却システムによる入札にあつては、入札保証金の額）

2 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札に付する場合において、令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計法（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 前項第2号に該当するとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

- (6) 指名競争入札に係る契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が200万円以内であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 特定の者でなければ履行できない随意契約を締結する場合において、契約保証金を納めさせる必要がないと認めるとき。
- 4 令第167条の7第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び第167条の16第2項の規定するその他普通地方公共団体の長が確実と認める担保は、次に掲げるものとする。
- (1) 鉄道債券その他政府の保証のある債券
- (2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下本条において同じ。）が振出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の定期預金債券
- (4) 銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（以下本条において「金融機関」という。）の保証（契約保証に係る担保に限る。）
- (5) 契約担当者が確実と認める代理人が支払を保証した認証書面（市有財産売却システムによる入札に限る。）
- 5 契約担当者は、金融機関の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした金融機関等との間に保証契約を締結しなければならない。
- 6 契約保証金の納付に代えて提供させることのできる担保の価値は、金融機関等の保証にあつては、その保証する金額に相当する金額にこれを換算したものとする。
- 7 契約者は、第5項の規定による当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、契約担当者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

（保証金等の還付）

第6条 入札保証金（前条第4項に規定する担保を含む。以下この条において同じ。）は、落札人が定まったときにおいて領収書と引換えに還付する。

2 落札人の入札保証金は、前項の規定にかかわらず契約を締結したときに還付する。ただし、これを契約保証金（前条第4項に規定する担保を含む。以下この条において同じ。）の一部に充当することができる。

3 契約保証金は、契約履行後これを還付する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

(1) 市有財産売却システムに係る契約保証金を売払い代金に充当するとき。

(2) 普通財産の売払いに係る契約保証金を売払い代金に充当するとき。

第7条 削除

（前金払）

第8条 請負代金額が200万円を超え、履行期間が30日以上を保証事業会社の保証に係る公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において前金払をすることができる。

(1) 土木建築に関する工事 当該工事に要する経費（履行期間が2か年度以上にわたる一括請負契約については、各年度ごとに契約に基づいて当該年度におい

て履行すべき部分に要する経費。次号及び第3項において同じ。)の10分の4を超えない額

(2) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量 当該工事の設計若しくは調査又は測量に要する経費の10分の3を超えない額

2 保証事業会社の保証に係る公共工事のうち市長が認めるものについては、前項に規定する請負代金額及び公共工事に係る各年度ごとに契約に基づいて当該年度において履行すべき部分に要する経費の規定にかかわらず、前金払をすることができる。

3 保証事業会社の保証に係る請負代金額が1,000万円以上の公共工事(土木建築に関する工事に限る。)については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合は、当該工事に要する経費の10分の2を超えない額において、第1項第1号に定める額の範囲内において既にした前金払に追加して前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。(履行期間が2か年度以上にわたる一括請負契約については、当該年度の工事実施期間の2分の1。次号において同じ。)を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が既に行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1(履行期間が2か年度以上にわたる一括請負契約については、当該年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものであること。

(部分払)

第9条 契約金が200万円を超え、履行期間が60日以上工事若しくは製造の出来形部分又は物件の既納部分に対し、工事若しくは製造完成前又は物件完納前に代価の一部を支払うこと(以下「部分払」という。)ができる。

2 前項の規定による支払金額は、工事又は製造については、その契約金額の10分の3以上の出来形部分に対する10分の9、物件の購入については、その既納部分に対する代価を超えてはならない。

3 2年以上にわたる工事一括請負契約をした工事又は製造の部分払については、各年度の出来高予定額を当該年度の契約金額とみなして前2項の規定を適用する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、最終年度を除く各年度の最後の部分払の額に限り、前項中「10分の9」とあるのは「10分の10」と読み替えることができるものとする。

(契約の解除)

第10条 契約担当者は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、契約に別段の定めがあるときのほか、契約保証金は、市に帰属するものとする。

(1) 故意又は過怠により期限内に契約を履行する見込みがないとき。

(2) 契約の締結後、自己の都合その他正当な事由なくして解約を申し出たとき。

(3) 契約締結後、その入札に関し不正の行為があったことを発見したとき。

(4) 無資格者であることが判明したとき。

(5) 契約者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が米沢市暴力団排除条例(平成24年米沢市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下この号において「暴

力団員等」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(米沢市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約若しくは再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約者が、アからオまでのいずれかに該当するものを下請契約若しくは再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に契約担当者が契約者に対して当該契約の解除を求め、契約者がこれに従わなかったとき。

(6) その他契約条項に違反し、又は契約担当者若しくは関係職員の指揮及び監督に従わないとき。

2 前項の規定によって契約を解除した場合において、契約保証金を免除しているときは、契約金額の100分の10以上の違約金を徴収するものとする。

(契約期間の延長)

第11条 契約者は、天災地変その他契約者の責めに帰することができない事由により履行期間内にその義務を完了することができないことが明らかになったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した履行期間の延長申請を提出しなければならない。

- (1) 契約者の住所氏名
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 契約履行期限
- (5) 延期を必要とする理由
- (6) 延期に係る履行期限
- (7) その他必要とする事項

2 前項の規定による履行期間の延長申請があったときに限り、契約担当者は、契約期間を延長することができる。

(違約金の徴収)

第12条 契約担当者は、契約者の責めに帰すべき事由により履行期間内にその義務を完了することができなかつたときは、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に相当する額を控除した額に対して、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を乗じて得た金額の違約金を徴収するものとする。

2 前項の遅延日数計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。工事若しくは製造請負又は物件購入の検査不合格となった場合における手直し、補強又は引換え等のためにする第1回の指定日数についても、また同様とする。

(物件購入に係る引渡し)

第13条 物件購入（不動産に係るものを除く。）の場合における目的物の引渡しは、引渡場所において検査に合格したときをもって完了する。

2 前項の引渡前に生じた損害は、すべて契約者の負担とする。ただし、市の故意又は過失によって生じた損害については、この限りでない。

(違約金の相殺)

第14条 契約担当者は、契約者が第10条第2項及び第12条第1項の規定による違約金を納付しないときは、契約者に支払うべき金額からこれらを控除することができる。

第2章 一般競争入札による契約

(一般競争入札の資格)

第14条の2 令第167条の4第2項各号の規定に該当する者は、同項に規定する期間、一般競争入札に参加することができない。

2 令第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加することのできる者の資格は、別に定める。

3 第10条第1項第5号アからオまでのいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

(入札公告)

第15条 契約担当者は、一般競争入札に付する場合は、入札期日(電子入札案件にあっては、入札期間の末日)の前日から起算して少なくとも10日前までに次に掲げる事項を米沢市公告式条例(昭和25年米沢市条例第12号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の方法によって公告しなければならない。ただし、急を要する場合は5日前までに期間を短縮することができる。

(1) 競争入札に付する事項

(2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 契約条項等を示す場所

(4) 電子入札案件にあっては、本件が電子入札案件である旨

(5) 競争入札の場所及び日時(電子入札案件にあっては、入札期間並びに競争入札の場

(6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(7) 令第167条の6第2項に規定する事項

(8) その他必要な事項

(一般競争入札参加願)

第16条 一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加願書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、入札の期日の3日前までに契約担当者に提出しなければならない。

(1) 令第167条の4第1項に規定する事項に該当しないことを証明する書類

(2) 建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であることを証明する書類

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件に係る一般競争入札に参加しようとする

る者は、電子入札システムにより、契約担当者が別に定める事項を当該電子入札案件に参加する者の使用に係る電子計算機から入力するとともに、当該入力する事項についての情報及び契約担当者が必要と認める書類に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。以下同じ。）と併せて契約担当者の指定する期日までに契約担当者に送信しなければならない。

3 前項の情報は、本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に契約担当者に到達したものとみなす。

（予定価格調書）

第17条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する設計書、仕様書等によって予定し、その予定した価格（以下「予定価格」という。）を記載した予定価格調書（様式第2号の2）を作成して封書にし、これを開札場所に置かなければならない。

2 契約担当者は、特に必要があると認めるときは、入札の執行前に予定価格を公表することができる。この場合においては、開封された予定価格調書を開札場所に置くものとする。

（最低価格の入札者を落札者としめない場合の手続）

第17条の2 契約担当者は、必要があるときは、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

第17条の3 契約担当者は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付した場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込に係る価格が前条の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 契約担当者は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

（最低制限価格を付する場合）

第17条の4 契約担当者は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、その内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、第17条の規定に準じ最低制限価格を設けることができる。

2 前項の場合においては、第17条1項に規定する予定価格調書に合わせて記載しなければならない。

（入札執行者）

第18条 契約担当者は、入札の執行に際し入札執行者にその事務を行わせることができる。

(入札の要領)

第 19 条 入札は、入札執行者が入札しようとする者に対し、所定の時間内に必要事項を記載の上記名押印した入札書（様式第 3 号）及び入札保証金の領収書を提示させて行うものとする。

2 入札回数は、入札 1 件につき 2 回を限度とする。

ただし、入札の執行前に予定価格を公表する場合は、1 回とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、電子入札システム案件の場合は、入札執行者が当該入札に参加しようとする者に対し、入札書（様式第 3 号の 2）を当該入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機から入力させるとともに、当該入力する事項についての情報に電子署名を行わせ、当該情報を当該電子署名に係る電子証明書と併せて所定の入札期間内に契約担当者へ送信させて行うものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札に参加しようとする者に対し、契約担当者の指定する日時までに入札保証金の領収書を提出させるものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、市有財産売却システムによる入札の場合は、入札執行者が当該入札に参加しようとする者に対し、同項に規定する入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録であって、電子計算機の用に供されるものをいう。次項において同じ。）を送信させて行うものとする。

5 前 2 項に掲げる入札は、前 2 項に規定する情報又は電磁的記録が契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に当該入札が行われたものとする。

(代理人による入札)

第 20 条 入札執行者は、入札が代理人による場合は、委任状を提出させなければならない。

(入札の無効)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 委任状を持参しない代理人の入札（市有財産売却システムによる入札を除く。）
- (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者の入札
- (4) 入札書に記名及び押印のない入札（電子入札案件の場合にあっては、電子署名のない入札）（市有財産売却システムによる入札を除く。）
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札の決定通知)

第 22 条 契約担当者は、落札者が決定したときは、その旨を当該落札者に通知しなければならない。

第3章 指名競争入札による契約

(入札参加登録申請書の提出)

第23条 指名競争入札に参加しようとする者は、特別の事由がない限り、あらかじめ登録基準年度（建設工事並びに土木設計等業務、建築設計業務及び工事に係る測量・調査業務にあつては平成17年度を第1年度とする隔年度を、その他にあつては平成17年度を第1年度とする3年度毎の年度をいう。以下同じ。）以降における契約に関し、米沢市建設工事請負契約競争入札参加資格審査申請書（様式第4号）、米沢市土木設計等業務、建築設計業務及び工事に係る測量・調査業務委託契約競争入札参加資格審査申請書（様式第5号）、米沢市物品納入及び製造の請負契約競争入札参加資格審査申請書（様式第5号の2）又は米沢市役務提供等契約競争入札参加資格審査申請書（様式第5号の3）をもって別表に定めるところにより市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る者の信用状況等を調査して申請を拒否した場合を除くほか、指名競争入札参加者登録簿（建設工事にあつては様式第6号。土木設計等業務、建築設計業務及び工事に係る測量・調査業務にあつては様式第6号の2。物品納入、製造の請負及び役務提供等（同様式に登録するものを除く。）にあつては様式第6号の3。）に登録しなければならない。
- 3 前項の指名競争入札参加者登録簿に登録された者を指名競争入札に参加させることのできる期間は、別表に定めるところによる。ただし、登録された者が当該期間内に令第167条の11第1項において準用する令第167条の4に規定する指名競争入札の参加資格を失った場合は、この限りでない。
- 4 特別の事由により、別表に規程する申請期間以外の期間に申請し登録された者を指名競争入札参加させることのできる期間は、当該登録された年度に限る。

(申請の制限)

第23条の2 市長は、第10条第1項第5号アからオまでのいずれかに該当する者が前条第1項の申請をしたときは、これを受理することができない。

(指名競争入札の参加者の指名)

第24条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、3人以上の入札者を指名しなければならない。ただし、当該指名競争入札により締結しようとする契約の内容により、3人以上の入札者を指名することが困難なときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により入札者を指名したときは、第15条第1項第1号、第3号及び第5号から第8号まで（電子入札案件にあつては、同項第1号及び第3号から第8号まで）に掲げる事項をその指名した者に通知しなければならない。

(準用規定)

第25条 第17条から第22条までの規定は、指名競争入札による契約の場合にこれを準用する。

- 2 令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約をすることができないときは、指名競争入札参加業者の指名替えを行い再度の入札を付するものとする。

第4章 随意契約

(随意契約)

第 25 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 200 万円 |
| (2) 財産の買入れ | 150 万円 |
| (3) 物件の借入れ | 80 万円 |
| (4) 財産の売払い | 50 万円 |
| (5) 物件の貸付け | 30 万円 |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 100 万円 |

(随意契約の相手方の制限)

第 25 条の 3 契約担当者は、第 10 条第 1 項第 5 号アからオまでのいずれかに該当する者を、随意契約の相手方としないものとする。

(見積書)

第 26 条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、見積書(様式第 3 号又は様式第 3 号の 2)を徴さなければならない。ただし、これらの様式により難いときは、別の様式をもってこれに代えることができる。

- (1) 図書、定期刊行物その他市場価格が均一である物品を購入しようとするとき。
- (2) 予定価格が 3 万円未満の契約をするとき。
- (3) 国又は地方公共団体と契約するとき。
- (4) 緊急を要する契約をするとき。
- (5) 賄賂料を購入するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、見積書を徴し難いと認められるとき、又は徴する必要がないと認められるとき。

2 前項の規定による見積書の徴取は、2 人以上の者から行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 1 件の予定価格が 10 万円を超えない契約(物品の購入を除く。)をするとき。
- (2) 契約の内容により、2 人以上の者から見積書を徴することが困難なとき。

(予定価格の決定)

第 27 条 契約担当者は、設計書、仕様書及びその他参考資料によって予定価格を定めておかななければならない。ただし、予定価格が 30 万円を超えない契約については、この限りでない。

(契約の決定通知)

第 28 条 契約担当者は、契約を行うことを決定したときは、その旨を決定した相手に通知しなければならない。

(発注の見直しに関する事項等の公表)

第 28 条の 2 契約担当者は、令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規程に基づき随意契約によろうとするときは、発注しようとする業務の見直しについて次の事項を毎年度 4 月 1 日以後速やかに公表するものとする。この場合において、契約担当者は、少なくとも毎年度 1 回、10 月 1 日を目途として、公表した発注の見直しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の概要

- (3) 調達場所
 - (4) 契約期間
 - (5) 見積書提出の時期
- 2 契約担当者は、前項の規定により公表を行った業務について、見積書を徴する契約者を選定したときは、速やかに次の事項を公表するものとする。
- (1) 業務の名称
 - (2) 契約期間
 - (3) 契約締結の方法
 - (4) 契約者の選定及び見積書の聴取
- 3 契約担当者は、前項の規定により公表を行った業務について、契約を締結したときは、速やかに次の事項を公表するものとする。
- (1) 業務の名称
 - (2) 見積結果
 - (3) 契約者の選定理由
 - (4) 契約締結日
- 4 前3項の規定による公表は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。

第5章 建設工事の特例

(請負契約書等の作成)

第29条 建設工事に係る契約を締結しようとする場合の契約書は、工事請負契約書(様式第8号又は様式第8号の2)によるものとし、第3条の2の規定により契約書の作成を省略して請書を徴するものについては、工事請負請書(様式第9号)によるものとする。

- 2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項に規定する書面は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する調書(様式第10号)とする。

(共同企業体との請負契約)

第30条 共同企業体を相手方として建設工事に係る契約を締結する場合の入札その他の取扱いについては、この規則に定めるもののほか市長が別に定めるものとする。